

## 奈良県公安委員会告示第48号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年5月奈良県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第2条の規定により医師の指定を行ったので、規則第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年6月12日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断の対象者
岸本 年史	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第5条の2第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
星田 徹	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	令第5条の2第3号に掲げる病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
岸本 年史	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定

			する認知症である者に該当して いるかどうかを調査する必要が ある者
--	--	--	---